

等の見直しが急務であることを付言したい。

### ① 迅速な権利・利益救済の実現

労働保険審査制度が対象とする権利・秘益は、労働者又はその遺族の生存権に直結するのきわめて重要なものであることから、その救済はとりわけ迅速でなければならない。その点で、裁決までに平均1年6か月程度を要している労働保険審査会（再審査請求）段階の審理の迅速化は急務である（審査官（審査請求）段階では、決定まで平均2～3か月程度）。そのため、審査会の人員・体制の抜本的に増強すべきである。

### ② 審査の充実と情報の開示

脳・心臓疾患や精神疾患等に関わる審査議事が増えるなど、近年の労働保険審査制度が対象とする事案の複雑性・多様性をふまえた、きめ細かい審査を可能にするため、労働保険制度等に精通した職員の増置と各分野の専門医・研究者の確保がきわめて重要であり、予算措置を含めた体制整備が求められる。

また、諸求人である労働者又はその遺族（特に遺族）が、職場環境や勤務実態等の必要な情報を収集することがきわめて困難な事情を十分に考慮し、積極的な職権行使（証拠収集等）が追求さ

れるべきであり、そのためにも人員・体制の増強が求められる。また、同様の観点から、請求人に対する記録等の閲覧・謄写制度を確立することが必要である。

### ③ 行政訴訟へのアクセスの保障

現行の労働保険審査制度は、審査請求後3か月経過で再審査請求が可能となり、再審査請求後3か月経過で行政訴訟を提起し得る、いわゆる「バイパス措置」を講じている。しかし、請求者がその権利・利益の救済方法として行政訴訟を望む場合において、二段階のバイパスを通過しなければならないとすることへの負担、とりわけ、東京に所在する労働保険審査会へのアクセスの困難さを考慮するならば、労働保険審査官への審査請求後3か月経過で行政訴訟を選択的に提起し得ることとすべきである。

### ④ 国家公務員公務災害補償制度の再構築

国家公務員公務災害補償は、行政不服審査の仕組み自体が存在せず、公務災害に遭った公務員又はその遺族の権利・利益の救済が大きく立ち後れていることから（人事院への苦情申立制度があるのみである）、早急に抜本的な改善が求められる。



## 神奈川の昨年度のアスベスト相談事例

### 神奈川労災職業病センター総会議案から

海軍工廠から三菱横浜造船所で55歳定年（1965年）まで働いていたSさんは、1998年4月に肺がんで亡くなった。クボタショックの後娘さんが、県生活援護課と相談をして、戦傷病手当を申請していたが、海軍工廠のあとの造船作業でのアスベスト曝露があることがわかり、ホットラインを通じてセンターに相談。新

法（時効救済）で申請できることになり、2006年12月に申請をし、2007年5月に横浜北労働基準監督署で業務上認定となった。その後、会社の上積み協定の補償も支給された。

学校給食の調理員として働いていたIさんは、2004年に悪性胸膜中皮腫を発症し、翌2005年公務災害を申請したが、2007年5月

に公務外との決定を受けた。審査請求をしたものの、惜しくもIさんは、2007年8月28日に亡くなられた。何年も決定を待たせたのにもかかわらず、きちんと実態調査をせずに不支給とした処分について、遺族も憤りを感じており、未だに審査請求の決定が出ていない。

東京都建材試験場でアスベ

スト被覆材(吹き付け)の強度を調査していたTさんは、2005年8月申請。2005年11月に悪性胸膜中皮腫で亡くなられたが、公務災害がようやくのこと2007年6月認められた。

Sさん(享年75歳)は、山形県からの出稼ぎで、10年近く川崎の石油コンビナートなどで保温工として働き、2006年7月に亡くなられた。県立新庄病院での死亡診断書に悪性胸膜中皮腫とあり、センターと相談。2月7日、川崎南労基署に労災申請した。

旧朝目石綿に勤務していたFさんは、門司工場を皮切りに、九州地区の販売や現場管理などの仕事に携わっていた。中皮腫に罹患して労災認定もされたが、亡くなられた時の死亡診断書が「気管内腫瘍」であったため、別疾病による死亡ということで、遺族補償は不支給に。レントゲン写真やカルテなどを取り寄せて、アスベストセンターの協力も得て、医学的な意見書を作成。それが決め手となり、2007年8月、福岡労働局労災保険審査官は原処分を取り消し、業務上とした。そもそも労働基準監督署の調査などが不十分だったことは明らかである。

約40年間にわたって電気工事の仕事に従事していたKさんは、肺がんで亡くなられた。Kさんが所属する神奈川建設ユニオンは、ご遺族の労災請求の支援とともに、ただちに調査を開始した。ところが、明らかな医学的な所見がないということで、認定は困難が予想された。労働基

準監督署交渉や労働局交渉においては、多くの組合員が、Kさんが電気工事でまちがいなく石綿に曝露したこと、仲間の信頼も厚く仕事熱心であったことなどを訴え、意見書も提出して、早期認定を求めた。その結果、2007年8月に業務上認定を勝ち取った。仲間の団結があってこそその認定であったと、高く評価される取り組みである。

旧日本鋼管(JFEスチール)関連企業の構内下請け会社で、長年溶接工をしてきたTさんが、「精巣鞘膜中皮腫」で労災認定された。しかし会社は、その重大性を認識せずに、退院して職場復帰したTさんに、従来からの仕事をさせてきた。Tさんは体調もすぐれない中、会社の無理解に憤りを感じ、結成されたばかりの全造船アスベスト関連産業分会に相談し、会社の責任を問う決意をした。とりあえず休業して治療に専念するとともに、会社とJFEスチールと闘っている。

大手文具メーカーパイロットコーポレーションでは、かつて建材部門があった。Tさんは、吹き付け作業の管理や建設現場に行くこともあり、石綿に曝露した結果、悪性胸膜中皮腫を発症した。労災申請の過程で会社にも、かつての同僚や部下のことを心配するTさんに、会社の対応はあまりきちんとしたものではなかった。よこはまシティユニオンに加入し、情報の開示や損害賠償を求めることにした。会社は、現役の労働組合と話し合い、健康診断や上積み補償制度を2007年8

月につくった。Tさんは、残念ながら2007年9月に亡くなられたが、ご遺志を引き継いだご遺族とユニオンが交渉を継続して、会社が制度を上回る特別弔慰金を支払うことで妥結した。

日本バルカーの吹き付け部門子会社である日本リンベツで働いていたUさんは、肺がんで亡くなられた。クボタショックの後、夫が生前石綿を扱う仕事をしていただと話していたことを思い出した妻が労災請求して、認定された。よこはまシティユニオンに加入して、すでに廃業していたリンベツの親会社であるバルカーと交渉し、2007年6月にバルカーの正社員並みの賠償を勝ち取った。

東レ名古屋工場で働いていたHさんは、製品開発などの仕事を長年してきた。定年退職後も会社に請われて子、会社に雇用されるかたちで同様の仕事に従事したが、肺がんを発症した。作業の過程で石綿を扱っていたことを思い出し、労災請求した結果認定された。残念ながらHさんは亡くなられたが、ご遺族がアスベストユニオンに加入し東レと交渉した結果、子会社に新たな労災上積み補償制度を作るかたちで、弔慰金を支払うことになった。

横浜ゴムで働いていたYさんは、肺がんで亡くなられた。それから5年近く経った一昨年末に、横浜ゴムが、退職者が石綿肺がんの労災認定されたことをプレス発表した。それを知った娘さんは、父が石綿を使っていたと語っていたことを思い出し、時効

ぎりぎりですら労災請求を行った。石綿肺の所見があるとして労災認定されたが、会社の対応はあまり誠意がみられなかった。Yさんの労災認定の事実もなぜか発表がない。センターに相談した結果、世間的にもあまりにも低額の慰謝料であることも知り、アスベストユニオンに加入して、会社と交渉を開始した。

旧国鉄大船工場ですら電車等の改造作業に従事し、中皮腫で亡くなられたIさんが、業務上認定された。申請から認定までに2年間もかかったが、申請時には石綿救済法施行前で、死亡後5年の時効が過ぎていた。その後、国鉄清算事業本部(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構)が同法に準じて時効救済したもの。

JR東日本東北工事事務所で施工管理に従事し、46歳の若さですら中皮腫で亡くなったNさんについて、仙台労基署が遺族補償の労災認定をした。国労仙台地本の協力で同僚の証言から、度々解体工事現場に立ち入りし

ていたことがわかったためである。現役のJR職員としては2人目の中皮腫認定となった。

厚生労働省の事業場公開でも多くの石綿曝露に従事した労災認定者を出している旧朝日石綿横浜工場で、事務職のアルバイトで働き中皮腫を発症し、現在療養中のHさん(女性)が労災申請した。しかし、工場へ頻りに電話に呼び出しにいくなどの石綿曝露の事実はあるものの、3か月という従事期間しかないため、労災認定させるためには、高濃度の曝露であったことを証明する必要がある。

「中皮腫でもなく肺がんとしても10年の石綿曝露従事期間に足りない」と不支給決定を受け、審査官に審査請求していたIさんの中皮腫が、「自庁取り消し」となり、遺族補償の労災認定がされた。前医の調査で見つかった肺切片のプレパラートを検査したところ石綿繊維が見つかったためであるが、署段階で重大な調査ミスをした鶴見労基署には猛省を促したいと思う。

肺がんで亡くなった沖縄の元基地従業員のYさんは、長年のボイラーの修理作業という石綿ばく露従事歴にもかかわらず、石綿の医学的所見が確認できないという理由で、不支給決定となった。不服審査請求中も棄却された。しかし、Yさんの遺族である妻のTさんは、納得せず再審査請求し、沖縄の基地従業員の同一職種で2年間に9件も労災認定されていることや、国際的にもヘルシンキクライテリアなどで石綿所見がなくても、曝露歴のみで労災認定していることを意見陳述で強く主張した。

日本バルカーの下請けとして、不二サッシの工場などで吹き付けアスベストの工事に従事し、肺がんで亡くなったAさんの遺族が、労災申請を行った。胸膜肥厚斑があるため石綿肺がんであることは明らかだが、一人親方として働いていた期間に特別加入していたかどうかなど、調査していかなければならない問題 

(神奈川労災職業病センター)

## 長尾原発労災裁判に不当判決、闘いは控訴審へ 東京電力を告発する長尾原発労災裁判

5月23日、配管工の長尾光明さん(故人・大阪市)が、多発性骨髄腫に侵されながら、東京電力を相手取って病床から起こした裁判の判決があった。

配管工一筋の長尾さんが「多発性骨髄腫」(白血病と類似の血液性のガン)に罹患したのは退職後。その発症原因が石川島プラント建設の労働者として

1977年～82年の間、東京電力福島第一原子力発電所などの作業に従事したときの放射線被爆にあると、労働基準監督署が労災認定したのは、2004年1月の